

令和 8 年度 スポーツ団体等標準宿泊料金要項

福島県旅館ホテル生活衛生同業組合

1. 本要項で定める配宿事業について

- (1) 福島県旅館ホテル生活衛生同業組合（以下、本組合と呼称）及び本組合の支部たる各地の組合（以下、支部組合と呼称）は、本要項 6.（1）に記載された大会等を運営する団体等（以下、運営団体と呼称）に協力し、当該大会等に参加する生徒、学生、指導者および大会役員等の宿泊についての手配（以下、配宿と呼称）の依頼に対応する事業を実施する。
- (2) 本要項に記された宿泊料金等の諸条件は、本組合による配宿の事業についてのみ適用し、本組合以外の団体若しくは個人が介在する手配又は宿泊施設への直接の手配には適用しない。
- (3) 運営団体による大会に係る宿泊に於いて本要項に定める条件での配宿を希望する場合は、原則として大会が開催される地域の支部組合へ申し込むものとする。ただし、本要項に定める条件に依らない場合については本組合以外へ申し込むことができるものとする。
- (4) 前項の但し書きにより本組合以外に配宿を依頼した場合であっても、当該大会に於ける宿泊全般の不測の事態等への対応に支部組合が協力できるよう、配宿の依頼者は、団体名、責任者氏名、予約施設名、当初の 1 泊目人数及び泊数を大会開催地域の支部組合へ報告するよう努めるものとする。
- (5) 本組合への配宿の申し込みの効力は、申込書が支部組合へ到達した時点で発生するものとする。ただし到達時刻が 17 時を超える場合及び到達日が支部組合の定める休日の場合はいずれも翌営業日に到達したものとみなす。
- (6) 配宿を依頼された支部組合は、担当する地域において直ちに配宿可能な施設の確保に着手するとともに、その結果については速やかに依頼者へ通知するものとする。この場合においては必要に応じて当該配宿に係る大会等を統括管理する専門委員長等と意見を交わし、その意向に留意するよう努めるものとする。
- (7) 前号による配宿の結果について、配宿の依頼の翌日から起算して 3 日後の 15 時までに結果を通知できないときは、支部組合は、当該配宿のその時点での進捗状況について同日内に依頼者等へ報告するものとする。

(8) 本組合は、大会等を主催する団体に対し、配宿を申し込むにあたり必要な下記の宿泊施設情報を前年度末までに提供するものとする。

- ア. 施設名、住所及び連絡先（新旧館により異なるランクを設定している場合はその旨）
- イ. 施設料金（A、B、C、D 又は E）
- ウ. 食事提供の可否
- エ. 配宿申し込み先の支部名および連絡先
- オ. その他必要な情報

2. 基本宿泊料金及び接遇

(1) 基本宿泊料金（1泊夕朝食付）

1泊夕朝食付き宿泊料金				
団体・種別	ランク	税抜き宿泊料金	消費税額	税込み宿泊料金
小学生	A	5,500 円	550 円	6,050 円
	B	6,500 円	650 円	7,150 円
	C	7,500 円	750 円	8,250 円
	D	8,500 円	850 円	9,350 円
	E	9,500 円	950 円	10,450 円
中学生	A	5,800 円	580 円	6,380 円
	B	6,800 円	680 円	7,480 円
	C	7,800 円	780 円	8,580 円
	D	8,800 円	880 円	9,680 円
	E	9,800 円	980 円	10,780 円
高校生	A	6,000 円	600 円	6,600 円
	B	7,000 円	700 円	7,700 円
	C	8,000 円	800 円	8,800 円
	D	9,000 円	900 円	9,900 円
	E	10,000 円	1,000 円	11,000 円
大学生・成人 引率者・ 競技役員等	A	6,700 円	670 円	7,370 円
	B	7,700 円	770 円	8,470 円
	C	8,700 円	870 円	9,570 円
	D	9,700 円	970 円	10,670 円
	E	10,700 円	1,070 円	11,770 円

(2) 駐車料金は原則として施設の規定料金を宿泊者が負担する。

(3) 接 遇

団体・種別	畳数割人数	浴衣・タオル 歯ブラシ	献 立	
			朝 食	夕 食
小 学 生	2 畳に 1 人 ※	無	6 品	6 品
中 学 生	2 畳に 1 人 ※	無	6 品	6 品
高 校 生	2 畳に 1 人 ※	無	6 品	6 品
大学生・成人 引率者・競技役員等	2 畳に 1 人 ※	有	6 品	7 品

※ 部屋の大きさにより多少増減あり。

(4) 夕食及び朝食の内容

- ア. 夕食は前菜、焼き物、洋皿、汁物、ご飯・香の物、デザート等の内容に準じて提供する。
- イ. 朝食は小鉢、中皿、皿、汁物、ご飯・香の物、牛乳等の内容に準じて提供する。
- ウ. 夕食及び朝食は2.(4)ア. 及びイ. の例に依らず宿泊施設の態様により変更となる場合がある(例: バイキング等)。
- エ. 白米の“おかわり”については生徒等の求めによる通常に対応は原則として無料で提供するものとする。ただし、白米以外のおかず等の追加その他指導等による身体づくり等を趣旨とした大量の白米の提供には別途料金を要する場合がある。

3. 昼食弁当の基本料金(軽減税率適用)と手配の対応

(1) 昼食弁当の料金は下表の通りとする

弁当料金総額(内 消費税額)	弁当基本料金
810円(内 消費税60円)より応相談	750円より応相談

(2) 昼食弁当の手配は前日又は当日に宿泊をする場合に限る

4. 食事を不要とする場合の宿泊料金

朝食を不要とする場合は基本宿泊料金の10%、夕食を不要とする場合は同20%、その双方が不要の場合は同30%をそれぞれ割引くものとし、割引後の料金は下記の通りとする。

(1) 朝食欠食の場合(1泊夕食付)

朝食欠食(1泊夕食付き) 宿泊料金				
団体・種別	ランク	税抜き宿泊料金	消費税額	税込み宿泊料金
小学生	A	4,950円	495円	5,445円
	B	5,850円	585円	6,435円
	C	6,750円	675円	7,425円
	D	7,650円	765円	8,415円
	E	8,550円	855円	9,405円
中学生	A	5,220円	522円	5,742円
	B	6,120円	612円	6,732円
	C	7,020円	702円	7,722円
	D	7,920円	792円	8,712円
	E	8,820円	882円	9,702円
高校生	A	5,400円	540円	5,940円
	B	6,300円	630円	6,930円
	C	7,200円	720円	7,920円
	D	8,100円	810円	8,910円
	E	9,000円	900円	9,900円
大学生・成人 引率者・ 競技役員等	A	6,030円	603円	6,633円
	B	6,930円	693円	7,623円
	C	7,830円	783円	8,613円
	D	8,730円	873円	9,603円
	E	9,630円	963円	10,593円

(2) 夕食欠食の場合 (1泊朝食付)

夕食欠食 (1泊朝食付き) 宿泊料金				
団体・種別	ランク	税抜き宿泊料金	消費税額	税込み宿泊料金
小学生	A	4,400 円	440 円	4,840 円
	B	5,200 円	520 円	5,720 円
	C	6,000 円	600 円	6,600 円
	D	6,800 円	680 円	7,480 円
	E	7,600 円	760 円	8,360 円
中学生	A	4,640 円	464 円	5,104 円
	B	5,440 円	544 円	5,984 円
	C	6,240 円	624 円	6,864 円
	D	7,040 円	704 円	7,744 円
	E	7,840 円	784 円	8,624 円
高校生	A	4,800 円	480 円	5,280 円
	B	5,600 円	560 円	6,160 円
	C	6,400 円	640 円	7,040 円
	D	7,200 円	720 円	7,920 円
	E	8,000 円	800 円	8,800 円
大学生・成人 引率者・ 競技役員等	A	5,360 円	536 円	5,896 円
	B	6,160 円	616 円	6,776 円
	C	6,960 円	696 円	7,656 円
	D	7,760 円	776 円	8,536 円
	E	8,560 円	856 円	9,416 円

(3) 夕朝食欠食の場合 (1泊素泊まり)

夕朝食欠食 (1泊素泊まり) 宿泊料金				
団体・種別	ランク	税抜き宿泊料金	消費税額	税込み宿泊料金
小学生	A	3,850 円	385 円	4,235 円
	B	4,550 円	455 円	5,005 円
	C	5,250 円	525 円	5,775 円
	D	5,950 円	595 円	6,545 円
	E	6,650 円	665 円	7,315 円
中学生	A	4,060 円	406 円	4,466 円
	B	4,760 円	476 円	5,236 円
	C	5,460 円	546 円	6,006 円
	D	6,160 円	616 円	6,776 円
	E	6,860 円	686 円	7,546 円
高校生	A	4,200 円	420 円	4,620 円
	B	4,900 円	490 円	5,390 円
	C	5,600 円	560 円	6,160 円
	D	6,300 円	630 円	6,930 円
	E	7,000 円	700 円	7,700 円
大学生・成人 引率者・ 競技役員等	A	4,690 円	469 円	5,159 円
	B	5,390 円	539 円	5,929 円
	C	6,090 円	609 円	6,699 円
	D	6,790 円	679 円	7,469 円
	E	7,490 円	749 円	8,239 円

5. 食事のみの料金

宿泊を伴う利用の場合に於いて、食事のみの利用を追加する料金については、朝食が基本宿泊料金の20%、夕食が同40%とし、その諸税別料金は下記の通りとする。

(1) 朝食追加料金

朝食追加料金				
団体・種別	ランク	税抜き宿泊料金	消費税額	税込み宿泊料金
小学生	A	1,100 円	110 円	1,210 円
	B	1,300 円	130 円	1,430 円
	C	1,500 円	150 円	1,650 円
	D	1,700 円	170 円	1,870 円
	E	1,900 円	190 円	2,090 円
中学生	A	1,160 円	116 円	1,276 円
	B	1,360 円	136 円	1,496 円
	C	1,560 円	156 円	1,716 円
	D	1,760 円	176 円	1,936 円
	E	1,960 円	196 円	2,156 円
高校生	A	1,200 円	120 円	1,320 円
	B	1,400 円	140 円	1,540 円
	C	1,600 円	160 円	1,760 円
	D	1,800 円	180 円	1,980 円
	E	2,000 円	200 円	2,200 円
大学生・成人 引率者・ 競技役員等	A	1,340 円	134 円	1,474 円
	B	1,540 円	154 円	1,694 円
	C	1,740 円	174 円	1,914 円
	D	1,940 円	194 円	2,134 円
	E	2,140 円	214 円	2,354 円

(2) 夕食追加料金

夕食追加料金				
団体・種別	ランク	税抜き宿泊料金	消費税額	税込み宿泊料金
小学生	A	2,200 円	220 円	2,420 円
	B	2,600 円	260 円	2,860 円
	C	3,000 円	300 円	3,300 円
	D	3,400 円	340 円	3,740 円
	E	3,800 円	380 円	4,180 円
中学生	A	2,320 円	232 円	2,552 円
	B	2,720 円	272 円	2,992 円
	C	3,120 円	312 円	3,432 円
	D	3,520 円	352 円	3,872 円
	E	3,920 円	392 円	4,312 円
高校生	A	2,400 円	240 円	2,640 円
	B	2,800 円	280 円	3,080 円
	C	3,200 円	320 円	3,520 円
	D	3,600 円	360 円	3,960 円
	E	4,000 円	400 円	4,400 円
大学生・成人 引率者・ 競技役員等	A	2,680 円	268 円	2,948 円
	B	3,080 円	308 円	3,388 円
	C	3,480 円	348 円	3,828 円
	D	3,880 円	388 円	4,268 円
	E	4,280 円	428 円	4,708 円

6. その他

(1) 適用範囲

- ア. 配宿の対象となる宿泊施設は、食中毒対応以上の責任賠償保険に加入している福島県旅館ホテル生活衛生同業組合の組合員施設のうち本事業への参加を希望した施設とする。
- イ. 配宿を依頼できる団体は、県スポーツ少年団スポーツ大会、県中体連、県高体連及び中高文化系部活動の各大会及び県総合スポーツ大会に参加する生徒、学生、指導者、大会役員等の大会関係者に適用する。県内の他スポーツ・文化大会については、協議の上でこれに準じて適用する事ができる。
- ウ. 参加生徒の保護者及び応援者等の大会関係者以外の者並びに県外選手が含まれる大会の参加者については適用しないものとする。
- エ. 本要項及び宿泊・弁当申込書の一部又は全部について、改変又は要約しての配布ならびに本組合が関与しない事業の宿泊申込等への転用はできないものとする。

(2) 配宿の申し込み等

- ア. 配宿の申し込みは、年度毎に指定された団体別の「宿泊・弁当申込書」に必要事項を記載し、担当する支部組合に運営団体から送達しておこなうものとする。
- イ. 予約金
 - ① 小学生、中学生及び高校生が参加登録する各種大会に係る配宿については原則として予約金を不要とする。
 - ② 参加登録者に大学生及び成人が含まれる各種大会に係る配宿については予約金を徴収することができる。
 - ③ 予約金は原則として宿泊日以前に返金しない。ただし、宿泊予約がすべて取り消された場合については速やかに申込者へ返金するものとする。
 - ④ 予約金は、宿泊費、キャンセル料及び返金に要する費用に充当できるものとする。
 - ⑤ 予約金の額は予約申込時の1泊目の精算に必要な額の30%を上限に宿泊施設が支払い期限と共に指定する。この場合に於いて予約の成立は予約金の受領時とする。
 - ⑥ 予約金の支払いに別途費用が必要となる場合は予約申込者の負担とする。
 - ⑦ 予約金を宿泊費の精算に充てて残余がある場合は原則として精算時に宿泊者の代表へ返金するものとする。

ウ．宿泊予約のキャンセル料金は違約金（不課税）として扱い、その額は基本宿泊料金（税抜）に以下の①又は②の料率を乗じた額とする。

① 1泊目のキャンセル料金（2泊以上の場合は2泊目以降は免除）

宿泊当日	1 日前	2 ～ 5 日前
100%	50%	30%

② 2泊目以降の当日キャンセル料金（当該日の翌日以降は免除）

1 4 時まで	1 4 時以降
30%	50%

エ．キャンセル理由について宿泊施設に帰責性が認められる場合については、申込者はキャンセル料の支払いを要しない。

オ．前日又は当日など直前の申し込みの場合は、施設の確保がなされた場合であっても食事の提供ができない場合がある。

（3）予約変更の取扱いと施設への各種連絡について

ア．1泊目の宿泊日、申込者名称及び宿泊金額の変更については、原則として従前の予約の取り消しと新たな予約の申し込みとして扱うものとする。ただし、取消しに伴うキャンセル料については一義的に扱わず申込者の帰責性を考慮して宿泊施設が判断する。

イ．宿泊の日数、人数その他の（3）ア．以外の内容の変更は予約の変更として扱う。ただし、人数について3割を超える減員が宿泊日の前日から5日前迄に生じた場合は、本要項6．（2）ウ①の規定に準ずるものとする。

ウ．ひとつの連続した3泊以上の予約が、1泊目と最終泊以外の1泊以上がキャンセルとなった場合は、キャンセルとなった日で区切られた各々の個別の予約として扱う。

エ．施設への到着時間の大幅な変更による遅着や早着、夕朝食の欠食への変更については前日17時までに宿泊施設へ連絡するものとする。

（4）宿泊先の希望については、本要項1．（8）の宿泊施設情報に記載された施設料金ランク（A、B、C、D又はE）の中から第一希望と第二希望のふたつを提示して希望するものとし、ひとつのみの希望及び施設名称の指定はできないものとする。

(5) 入湯税について

- ア. 入湯税については自治体の規定に基づき配宿による宿泊者が負担するものとする。
- イ. 入湯税の課税および免除については自治体により要件が異なるため、不課税施設の指定または免除を配宿の条件とすることはできないものとする。

(6) 送迎については原則として受けない。ただし配宿後に申込団体が宿泊施設へ個別に送迎を依頼し受諾された場合はこの限りではない。

(7) 当日キャンセルの可能性がある場合は、申込者は宿泊施設にその旨を予め伝えなければならない。この場合に於いて当該日に客室からの荷物等の移動を宿泊施設から依頼された場合は協力するものとする。

(8) 補助金について

- ア. 国及び自治体による宿泊にかかる補助金については、確定した配宿施設が当該補助金の対象である場合にはその利用を妨げない。ただし、補助金の確定的な適用について本組合が担保できないため、配宿の申し込みに於いて補助金の対象施設を条件とすることはできないものとする。

- イ. 補助金の適用に必要な事項については、その対象者全員が遵守するよう宿泊する団体の責任者が管理しその責を負うものとする。

(9) 本要項により申し込まれた宿泊等料金の精算は、原則としてチェックイン時又はチェックアウト時などの宿泊期間中で宿泊施設が指定するときに支払うものとし、その決済方法は現金のみとする。ただし、多額になりすぎるなど現金の管理に支障がある場合については申込者と宿泊施設との協議により前受するなどの対応をとる事ができる。

以上

附則

一、本要項は令和7年12月22日より施行する

令和8年2月10日一部改正

一、要項3.(1)の下表について消費税を10%から8%に修正し総額と消費税額を変更する